

2 住宅の種類（2区分）、住宅の構造（6区分）、建築の時期別居住世帯のある住宅数の推移

年次	区分	総数	住宅の種類		構造					
			専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造	防火木造	非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
昭和43年	住宅数	10,700	9,000	1,700
昭和48年	住宅数	11,000	9,400	1,600
昭和53年	住宅数	15,600	14,200	1,300	14,400	...	1,200
終戦前		1,000	800	100	1,000	...	-
終戦時～昭和35年		2,600	2,300	300	2,500	...	100
昭和36年～昭和45年		4,800	4,200	600	4,300	...	400
昭和46年～昭和50年		5,200	5,000	300	4,700	...	600
昭和51年～昭和53年9月		1,900	1,700	100	1,800	...	100
昭和58年	住宅数	16,510	15,230	1,270	4,910	10,350	1,250
終戦前		610	510	90	430	180	-
終戦時～昭和35年		2,420	2,170	250	1,560	830	30
昭和36年～昭和45年		3,830	3,410	420	1,210	2,420	200
昭和46年～昭和50年		3,770	3,550	220	870	2,780	120
昭和51年～昭和55年		4,440	4,200	240	680	3,060	690
昭和56年～昭和58年9月		1,370	1,330	40	140	1,020	210
昭和63年	住宅数	18,240	16,570	1,670	320	16,890	1,040
終戦前		410	330	90	10	400	-
終戦時～昭和35年		1,720	1,540	180	30	1,430	260
昭和36年～昭和45年		3,200	2,830	370	90	3,010	90
昭和46年～昭和50年		3,340	3,020	320	110	3,210	20
昭和51年～昭和55年		4,260	3,880	390	50	3,960	250
昭和56年～昭和60年		3,850	3,610	230	10	3,510	330
昭和61年～昭和63年9月		1,450	1,350	100	10	1,350	90

(注) ①旧十和田市のもの（旧十和田湖町は調査対象外）

②標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

③昭和53年以降の住宅数には建築の時期「不詳」を含む。

④専用住宅とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。

⑤店舗その他の併用住宅とは、商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅をいう。

⑥木造とは、建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のものをいう。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。

⑦防火木造とは、柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているものをいう。

⑧鉄筋・鉄骨コンクリート造とは、建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のものをいう。

⑨鉄骨造とは、建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のものをいう。

⑩その他とは、上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのものをいう。

2 住宅の種類（2区分），住宅の構造（6区分），建築の時期別居住世帯のある住宅数の推移（続き）

年次	区分	総数	住宅の種類		構造					
			専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造	防火木造	非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
平成5年	住宅数	19,580	18,320	1,260	6,770	10,710	2,110
終戦前		320	250	80	260	60	10
終戦時～昭和35年		1,370	1,230	140	1,020	330	20
昭和36年～昭和45年		2,860	2,610	260	1,170	1,420	270
昭和46年～昭和50年		3,210	3,000	210	1,050	1,950	220
昭和51年～昭和55年		3,620	3,390	230	1,240	2,200	180
昭和56年～昭和60年		2,860	2,680	180	750	1,810	310
昭和61年～平成2年		3,220	3,110	110	910	2,120	190
平成3年～平成5年9月		2,100	2,050	50	380	800	920
平成10年	住宅数	22,000	21,050	950	500	20,070	1,420
終戦前		150	140	10	30	110	10
終戦時～昭和45年		3,320	3,090	230	230	3,060	20
昭和46年～昭和55年		5,460	5,160	300	110	5,150	190
昭和56年～平成2年		7,140	6,910	230	120	6,670	350
平成3年～平成7年		3,790	3,700	90	-	3,160	620
平成8年～平成10年9月		2,140	2,060	80	-	1,910	230
平成15年	住宅数	21,980	20,970	1,000	6,600	13,850	...	890	600	30
昭和35年以前		910	870	40	610	310	...	-	-	-
昭和36年～昭和45年		2,130	1,920	210	960	1,110	...	20	30	-
昭和46年～昭和55年		4,530	4,300	230	1,540	2,830	...	150	10	-
昭和56年～昭和60年		2,890	2,710	180	920	1,670	...	280	20	-
昭和61年～平成2年		2,630	2,460	160	790	1,720	...	20	100	-
平成3年～平成7年		3,460	3,370	90	720	2,290	...	230	220	-
平成8年～平成12年		3,770	3,720	50	740	2,850	...	30	160	-
平成13年～平成15年9月		1,560	1,520	50	320	990	...	170	50	30

(注) ①旧十和田市のもの（旧十和田湖町は調査対象外）

②標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。
したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

③住宅数には建築の時期「不詳」を含む。

④専用住宅とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。

⑤店舗その他の併用住宅とは、商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅をいう。

⑥木造とは、建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のものをいう。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。

⑦防火木造とは、柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているものをいう。

⑧鉄筋・鉄骨コンクリート造とは、建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のものをいう。

⑨鉄骨造とは、建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のものをいう。

⑩その他とは、上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのものをいう。

2 住宅の種類（2区分）、住宅の構造（6区分）、建築の時期別居住世帯のある住宅数の推移（続き）

年次	区分	総数	住宅の種類		構造					
			専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造	防火木造	非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
平成20年	住宅数	24,150	23,530	620	3,660	19,630	…	750	90	10
	昭和35年以前	1,110	1,090	20	550	550	…	10	-	10
	昭和36年～昭和45年	1,710	1,580	130	490	1,210	…	10	-	-
	昭和46年～昭和55年	4,870	4,730	140	1,060	3,540	…	260	10	-
	昭和56年～平成2年	4,540	4,440	100	580	3,940	…	20	10	-
	平成3年～平成7年	2,970	2,910	60	280	2,430	…	220	50	-
	平成8年～平成12年	2,950	2,910	40	220	2,610	…	120	-	-
	平成13年～平成17年	3,150	3,100	60	170	2,940	…	30	20	-
	平成18年～平成20年9月	890	880	10	30	840	…	10	10	-
平成25年	住宅数	25,510	24,650	860	1,890	21,520	…	1,470	630	-
	昭和35年以前	1,330	1,200	120	730	590	…	-	10	-
	昭和36年～昭和45年	1,860	1,710	150	290	1,570	…	-	10	-
	昭和46年～昭和55年	4,020	3,790	230	470	3,520	…	20	10	-
	昭和56年～平成2年	5,270	5,100	170	150	4,620	…	420	90	-
	平成3年～平成7年	3,400	3,320	70	70	2,970	…	300	60	-
	平成8年～平成12年	2,910	2,900	10	50	2,540	…	160	160	-
	平成13年～平成17年	2,760	2,730	30	30	2,530	…	140	60	-
	平成18年～平成22年	2,200	2,160	40	40	1,960	…	50	150	-
	平成23年～平成25年9月	970	940	20	20	700	…	160	90	-

(注) ①標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。

したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

②住宅数には建築の時期「不詳」を含む。

③専用住宅とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。

④店舗その他の併用住宅とは、商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅をいう。

⑤木造とは、建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のものをいう。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。

⑥防火木造とは、柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているものをいう。

⑦鉄筋・鉄骨コンクリート造とは、建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のものをいう。

⑧鉄骨造とは、建物の骨組みが鉄骨造（柱・はり鉄骨のもの）のものをいう。

⑨その他とは、上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのものをいう。